



水際対策措置の緩和（実習生の新規入国が解禁！）

技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

新型コロナウイルス・オミクロン株への水際対策強化措置が緩和され、ついに技能実習生についても新規入国が解禁されました。今月号は同緩和措置の骨子、申請手続きについてとりまとめました。弊センターの経験豊富な行政書士がこれらの代行業務を承ります（料金は1万円）。下記の TITSC のメールアドレスまたは電話までお気軽にご連絡ください。

- 2月24日水際対策強化に係わる新たな措置（27）が発出され、同措置が3月1日から開始されました。岸田総理の記者会見と併せ、同措置の骨子は次のとおりです。
 - 外国人の新規入国について、受入責任者（雇用企業・団体）の管理の下、観光目的以外の新規入国を認める。
 - 申請手続きはオンライン（**入国者健康管理システム（ERFS）**）で完結するよう簡素化する。
 - 待機期間については、入国前検査・入国時検査・入国後3日目の検査での陰性を条件に、原則3日間に短縮する。リスクの高い入国者については引き続き施設待機とする。**ワクチン3回接種した入国者で感染状況の落ち着いた非指定国からの入国の場合は待機期間をゼロとする（自宅等待機を求めない）**。
 - 一日あたりの入国人数については3,500人から5,000人に戻し、今後段階的に国際的な往來を増やしていく。（松野官房長官は4月1日の記者会見で、**一日あたりの入国者数の上限を1万人に引き上げ**、4月10日から実施する旨発表。）
 - 入国後24時間以内に自宅待機等のために自宅等まで移動する場合に限り、入国後の公共交通機関の使用を可能とする。
- ERFS へのオンライン申請の具体的な手続きは次のとおり**です（行政書士の筆者は某企業の代理申請を行いました。全ての手続きが1日で終了しました。昨年11月の申請手続きと比べ、大幅に簡易化されたとの印象です）。
 - 受入責任者はログインID申請サイトから入国者健康管理システム（ERFS）にログインするためのID申請を行う。
 - ERFSから届いたID、パスワードでERFSにログインし、情報の登録を行い、事前申請する。（事前に入国者パスポート情報、入国後待機施設等の住所情報が必要）
 - ERFSから登録済みの入国者の受付済証（PDF）をダウンロードする。
 - 受入責任者は入国者へ受付済証を展開し、入国者は在外公館での査証申請時に提示する。

3. 受入責任者は、ログイン ID 申請及び新規入国オンライン申請を第三者に代行させることが可能です。（但し、行政書士（法人）でない者が有償で代行することは行政書士法に抵触するおそれがあります）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

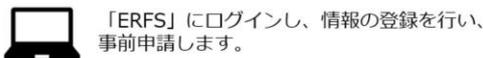
E-mail : [info@titsc.org](mailto:info@titsc.org) URL : <http://www.titsc.org/>

参考 1 : ERFSSへのオンライン申請手続き（厚生労働省HPより抜粋）

### ①「ERFS」を利用するための準備



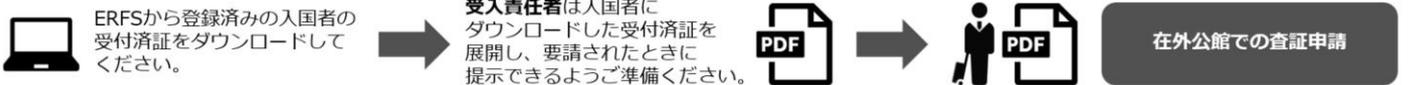
### ②「ERFS」からの事前登録



入力に際して以下の情報をお手元にご準備ください。

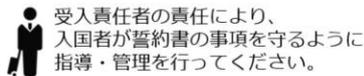
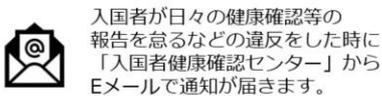
- ・ 入国者のパスポート情報
- ・ 入国者の入国後待機施設等の住所情報

### ③受付済証のダウンロード



入国者が査証申請時に提示します。

### ④入国後の入国者の待機や行動の管理



参考 2 : 関連 URL

- ・外国人の新規入国制限の見直しについて（水際対策強化に係わる新たな措置（27））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00341.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html)

- ・検疫所が確保する宿泊施設で待機を求める指定国・地域リスト（3月30日時点）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00249.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html)

- ・外国人新規入国オンライン申請のためのログイン ID 申請サイト

<https://entry.hco.mhlw.go.jp/>